

問題 1 以下の事例について X の罪責を論じなさい。関連する判例の立場にも言及すること。

特別法については論じなくてよい。(50点)

X は Y に対して A 宅に窃盗にはいるように教唆し、Y は A 宅に侵入して物色したが、めぼしい物がないために、このままでは X にしかられてしまうと思い、隣の B 宅に窓から侵入し、さらに室内を物色していたところ、B 宅の家人 C 男に気づかれて、つかまりそうになつたために、C に暴行を加えて C に全治 3 週間の傷を負わせた後、逃走した。

なお X は空き巣盗を専門にして約 30 年のベテランであり、被害者に見つかった場合には抵抗することなく捕まるなどを信条としていて、弟子である Y にも常日頃から「見つかつたら抵抗するな。抵抗して相手を傷つけたり殺害するようなことはしてはならない」とい、今回も A 宅が長期間の旅行で留守であることを調査の上、Y に窃盗にはいるように指示したものであった。

問題 2 以下の事案に関して、問1、問2に答えなさい。（特別法上の罪については考慮しなくてよい。）（50点）

問1 判例の立場に立って、6までの事実についてXの刑事責任を論じなさい。（30点）

問2 6の事実について財産犯の成立を否定する立場に立って、その論拠を示した上で、その立場からは、5の事実については、どのように考えられるかを論じなさい。（20点）

- 1 XとYは、覚せい剤取引を装ってAをホテルに呼び出し、覚せい剤を手に入れるとともに、代金などの面倒が後に生じないように、Aを殺害することを企てた。
- 2 XはAを客室に待たせ、Aを射殺させるために数室離れた別の客室にYを待機させた。
- 3 Xは、Aに対し、Yのいる客室に取引の相手がおり自分が仲介しているように装いながら、Aのいる客室で袋入りの覚せい剤1kgを見てその値段を尋ねたりしたあと、買主と話をしてくると言って一旦Yのいる客室に行き、Aのいる客室にもどった。
- 4 XはAに「先方は品物を見なければ金は渡せないと言っている。」と伝えると、Aは「こちらも金を見なくては渡せない。」と応えて、しばらくやりとりが続いた。
- 5 その後、Aが譲歩し、「わかった。あんたを信用して、先に品物を渡す。持つて行って、先方から金をもらってきててくれ。」と言って、覚せい剤をXに渡した。Xは「わかった。」と言って受け取り、Yのいる客室に戻ると、覚醒剤を鞄に詰め込んだ。
- 6 Xは、Yに直ちにAを射殺することを命じた。Yはこれに応じて、Aの待っている客室に行き、ピストルを発射した。Xは、Aの客室から出てきたYとともに逃走した。Aは一命をとりとめた。